

「人権」って何だろう？

公民館職員の A さん

人権教育推進担当職員 of B さん

公民館で人権に関する講座を開くことになったけど、そもそも「人権」って何だろう。



「人権教育」の研修をすることになったけど、どのように説明したらいいのだろう。

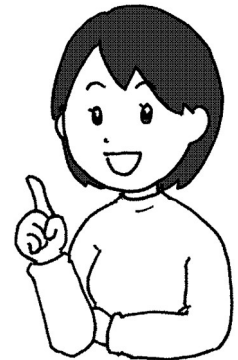
A さんと B さんは、日本国憲法が保障する「基本的人権」を踏まえ、国や県が「人権」や「人権教育」についてどのように規定しているのか、調べてみました。

人権とは？

- 人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利である。
(人権擁護推進審議会答申)
- 人権とは、人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。
(人権教育・啓発に関する基本計画)
- 人権とは、人間の尊厳に由来する固有の権利である。
(栃木県人権尊重の社会づくり条例)



- ・人権は、誰もが生まれながらにしてもっている権利で、人間として幸せに生きていくために欠かせないものです。ですから、私たち一人一人にとって、なくてはならないとても大切なものですね。
- ・私たちの日常生活の中に深く関わっているものなので、誰もが平和で明るく幸せに生活していくためには、自分の権利と同じようにほかの人の権利も認めることが大切です。



人権教育とは？

- 人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力をいう。
(「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画)
- 人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とした教育活動を意味し、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすることを旨とするものである。
(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律)



- ・人権教育とは、自分を大切に思う心、そしてほかの人を大切に思う心を育むことです。自分を見つめ、そしてほかの人を見つめ、違いを認めながら語り合ったり、励まし合ったりして対等につながっている喜びを育てることですね。
- ・私たちの日常生活の中で、誰かが嫌な思いをしているのではないかと考えたときに、手を差し伸べたり、一緒に考えたり、行動したりする態度を育てることなのです。





人権について、国際的な動きは、どういったものがあるのか調べてみよう。



さらに、日本における人権をめぐる動きや法律について理解を深めたいな。

次に、AさんとBさんは、人権をめぐる国際的な動きや日本の動きについて、調べることにしました。

国際的な動き

■世界人権宣言

第二次世界大戦後の世界平和を実現するため、昭和 23(1948)年の国連総会において採択されました。この宣言により、人権は世界中の人々が共有する考え方となりました。

■国際人権規約

世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したもので、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。社会権規約と自由権規約の2つがあり、昭和 41(1966)年の国連総会において採択されました。

■人権教育のための国連 10 年

平成 6 (1994)年の国連総会において、1995 年から 2004 年までの 10 年間で「人権教育のための国連 10 年」と決議し、行動計画を採択しました。平和で人権が尊重される世紀を目指そうという願いを込めて、「21 世紀は『人権の世紀』』と呼ばれています。



■人権教育のための世界計画

「人権教育のための国連 10 年」の成果と問題点を踏まえ、平成 16(2004)年 12 月 10 日に決議されました。この計画では、5 年を一つの段階としてくり、特定分野を設定し、併せて行動計画を策定するというもので、これに評価を加えて繰り返していきます。第一段階(2005~2009 年)は初等・中等教育における人権教育に焦点を当てた事業を実施しました。第二段階(2010~2014 年)は高等教育機関における人権教育及び教育者や公務員等に焦点を当てた事業を実施し、第三段階(2015~2019 年)はメディア専門家及びジャーナリストの人権研修を促進してきました。そして、「青少年のための人権教育」をテーマとした第四段階(2020~2024 年)に入り、「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標と連携させることが盛り込まれました。

世界中の人々の人権が守られるように、国連では、定期的に見直しが行われているのですね。



日本の動き

■「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画

国連決議の「人権教育のための国連 10 年」を受けて、平成 9 (1997) 年に策定されました。「人権という普遍的文化を築き上げることを目的に、あらゆる場を通じて訓練、研修、広報、情報提供などの努力を積極的に行うこと」を目標としています。

■人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

国内行動計画などを踏まえ、平成 12(2000)年に、人権教育・啓発を総合的により一層の推進が図られるよう制定されました。人権教育・啓発に関する基本理念や国、地方公共団体の責務が明らかにされました。

■人権教育・啓発に関する基本計画

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を受けて、平成 14(2002)年に策定され、現在の日本社会において現実にある様々な人権問題を具体的に指摘し、それらの解決を図ることとしました。平成 23(2011)年には、北朝鮮当局による拉致問題等の事項を加えて一部変更されました。



基本計画に基づき、国は人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しています。

さらに、最近の日本の人権に関する法律についても知りたいな。



■ハンセン病問題基本法

国の隔離政策によりハンセン病の患者であった者等が身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が平成 13(2001)年に施行されました。しかし、その後も未解決の問題が多く残されていたことから、ハンセン病問題解決の促進を図るため、平成 20(2008)年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が制定されました。

■障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成 25(2013)年に制定され、平成 28(2016)年に施行されました。

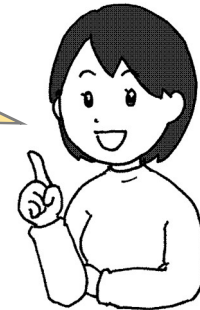
政府は、少子高齢化の進む日本が目指すべき社会として「共生社会」を提唱しています。共生社会とは、障がいのある・なしや性別、年齢などのさまざまな違いにかかわらず、誰もが社会の一員として互いに人格と個性を尊重し支え合う社会のことです。



■ヘイトスピーチ解消法

近年、デモやインターネット上で、特定の国や地域の出身者やその子孫について、一方的に我が国の社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとする内容の言動（ヘイトスピーチ）が見られます。このような不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が平成28(2016)年に施行されました。

ヘイトスピーチのない社会をつくるため、国民には努力義務が、国と地方公共団体には責務があると明記されています。



■部落差別解消推進法

部落差別とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づき、差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるといふ、我が国固有の重大な人権問題です。部落差別（同和問題）の解消の推進のため、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が平成28(2016)年に施行されました。全6条からなる法律で「部落差別」の名称を冠した初めての法律です。

■アイヌ民族支援法

アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ民族支援法）」が令和元(2019)年に施行されました。

■新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法等を一部改正する法律

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者や濃厚接触者を過剰に避けたり非難したりする偏見や差別、医療従事者及びその家族・関係者等に対する心ない言動など、問題のある事例が報告されています。感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法等を一部改正する法律」が令和3(2021)年施行され、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

新しい人権問題が生じているのでこのように、法律として位置付けられているんですね。





人権教育を推進していくために、栃木県ではどのような取組をしているのか調べてみよう。

栃木県において、同和教育から人権教育へどのように移行してきたのかを理解したいな。



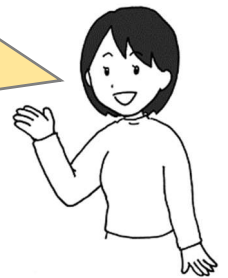
そして、AさんとBさんは、栃木県の人権教育及び人権施策について、調べることにしました。

栃木県では

同和教育の推進

本県における同和教育は、昭和49(1974)年に取組を開始し、すべての学校すべての地域において組織的・計画的に推進してきました。さらに、平成9(1997)年からは、同和問題を人権問題の柱としてとらえ、人権に関するあらゆる問題の解決につなげていくという広がりをもたせながら、一人一人を大切にする人権尊重を貫く教育として同和教育を推進してきました。

栃木県は、昭和49(1974)年から同和教育を推進してきました。



同和教育から人権教育へ発展的に再構築

■ 栃木県人権・同和问题意識調査[平成12(2000)年]

真に人権が尊重される社会の実現を目的とした施策の展開の基礎資料とするために、様々な人権問題に対する県民の意識状況を調査しました。

■ 栃木県人権教育・啓発推進行動計画[平成13(2001)年3月21日]

県民一人ひとりが、人権の意義や重要性を知識として確実に身に付け、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚・人権意識を十分に身に付けることができるよう、「様々な場」を通じた人権教育・啓発の推進を計画しました。

■ とちぎ教育振興ビジョン2001[平成13(2001)年3月]

これまでの同和教育で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和问题をはじめ、人権にかかわる様々な問題の解決を目指し、人権を尊重する教育を積極的に推進していく必要性を示しました。

■ 同和対策審議会(意見具申)[平成13(2001)年10月3日]

学校や地域の実情を踏まえ、教育の中立性と主体性が守られるよう留意しながら人権教育を積極的に推進し、人権の共存が図られ、共生社会が実現されることを強く望む内容でした。

栃木県において、同和教育から人権教育へどのように移行してきたのかを理解することが大切です。



人権教育のスタート

県教育委員会では、平成13(2001)年11月6日、「栃木県人権教育基本方針」を決定し、これまでの同和教育で積み上げられてきた成果等を踏まえながら、人権尊重の精神の涵養を目的として人権教育を推進していくことにしました。同和教育については、人権教育の中で取り上げる様々な人権問題の中でも特に重要なものとし、残された課題解決に向け、より一層工夫しながら効果的に取り組むこととしています。

■ 栃木県人権教育基本方針

栃木県では、栃木県人権教育基本方針に基づいて人権教育を推進しています。



栃木県人権教育基本方針

栃木県教育委員会
平成13年11月6日決定
平成14年4月1日実施

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。我が国の人権に関する現状を見ると、性別、社会的身分又は門地等による不当な差別が今なお存在し、また、少子高齢化、国際化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの課題を早急に解決して、一人一人の人間が尊厳をもつかけがえのない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

栃木県教育委員会は、人権の共存を人権尊重の理念とし、人権教育を人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動ととらえ、人権教育が、様々な人権に関する課題解決において極めて大きな役割をもつとの認識の下に、日本国憲法並びに教育基本法の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により人権教育を推進する。

- 1 すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、組織的、計画的に推進されるよう、推進体制の整備・充実を図り、積極的な推進に努める。
- 2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努める。
- 3 社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように努める。
- 4 指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図る。
- 5 各実施主体は、生涯学習の観点に立つて、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。
- 6 推進に当たっては、学校や地域の実情等に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努める。

「人権尊重の理念」とは

自分の人権ばかりでなく、他人の人権についても正しく理解し、一人一人が自分の権利と責任を自覚して、互いに人権を尊重し合う、人権共存の考え方を指します。

「人権尊重の精神の涵養^{*}」とは

一人一人がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを着実に身に付けていくことです。

※ 涵養 水が自然にしみこむように、少しずつ養い育てること

「生涯学習の観点に立つ」とは

すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、思いやりに満ちた差別のない明るい地域づくりの視点から人権教育を推進するために、人権教育を生涯学習体系に位置付け、生涯各期に合った学習内容と方法、学習の場を工夫することです。

また、県教育委員会では、令和3(2021)年3月に「栃木県教育振興基本計画 2025—とちぎ教育ビジョン—」を策定し、「人権尊重の精神を育む教育の充実」を基本施策の一つとして、人権教育の更なる推進に努めています。栃木県では、「栃木県生涯学習推進計画（六期計画）2021～2025」を策定し、「人権が尊重される共生社会の実現に向けた多様な学習機会の充実」を施策の一つとして、関係機関等と連携しながら、多様性への理解を促す学習機会の充実を目指す事業を展開しています。

■ 栃木県教育振興基本計画 2025—とちぎ教育ビジョン—

基本施策2 人権尊重の精神を育む教育の充実

主な取組

- (1) 人権教育の充実に向けた連携体制の整備
- (2) 指導者の人権意識の高揚と指導力の向上
- (3) 人権や人権問題の正しい理解を図るための学習・啓発の充実

■ 栃木県生涯学習推進計画（六期計画）2021～2025

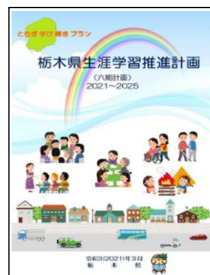
基本施策1 生涯にわたる学びの機会の充実

施策1-2 人権が尊重される共生社会の実現に向けた多様な学習機会の充実

- ① 人権意識を高める学習活動の推進
- ② 障害の特性を踏まえた多様な学習機会の提供
- ③ 外国人との相互理解のための学習機会の提供



栃木県教育振興基本計画 2025



栃木県生涯学習推進計画(六期計画)

「栃木県教育振興基本計画 2025」や「栃木県生涯学習推進計画（六期計画）」においても基本施策の一つに掲げて、人権教育の更なる推進に努めていますね。



人権施策の推進

栃木県では、平成15(2003)年4月1日に施行した「栃木県人権尊重の社会づくり条例」及び平成17(2005)年3月に決定した「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」に基づき、平成18(2006)年に基本計画を策定し、平成23(2011)年に改訂しました。

そして、平成28(2016)年3月に「栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）」を策定し、平成28(2016)年度からの10年間を推進期間として、様々な人権施策を総合的に推進しています。

この計画は推進期間の中間年に見直しを行うこととしており、計画策定後の人権を取り巻く状況の大きな変化や、令和2(2020)年度に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果を踏まえながら、計画を補完するものとして、令和3(2021)年9月に「栃木県人権施策推進基本計画(2016~2025)増補版」を策定しました。

増補版では、人権施策に係るこの5年間の動きに触れるとともに、新たな人権課題(新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題、働く人の人権問題)の追加や、従来の人権課題の名称変更(「同和問題」から「部落差別(同和問題)」)などを行っています。



栃木県人権施策推進基本計画(2016~2025)



栃木県人権施策推進基本計画(2016~2025)増補版

〈ある公民館にて〉



〈人権担当者として〉

